

# 重要事項説明書

社会福祉法人 松寿会

かけはし

相談支援事業所

(指定計画相談支援)

## 重要事項説明書（指定計画相談支援）

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

### 1 指定計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 松寿会
代表者氏名	理事長 松浦 裕子
本社所在地 （連絡先）	坂出市大屋富町3100-13 TEL 0877-47-3501 FAX 0877-47-3119
法人設立年月日	昭和62年12月25日

### 2 ごご利用いただく方への指定計画相談支援を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	かけはし
サービスの 主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者
坂出市指定 事業所番号	指定計画相談支援 3732031087号（平成27年6月1日指定）
事業所所在地	坂出市大屋富町3100-13
連絡先 相談担当者名	TEL 0877-57-3170 FAX 0877-47-3119 相談担当者 青木 道治
事業所の通常の 事業実施地域	坂出市（島しょ部を除く）、綾歌郡宇多津町
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス 等	就労継続支援A型事業所（平成26年2月1日指定） 就労継続支援B型事業所（平成26年9月1日指定） 障がい児相談支援（平成27年6月1日指定） 生活介護（平成28年4月1日指定）

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障がい者に対して、適切な相談及び援助を行なう
運営方針	ご利用いただく方に応じた指定計画相談支援を行う

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し祝日及び年末年始 12月30日～1月3日は除く
営業時間	9:00～17:00

(4) 計画相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日～金曜日 但し祝日及び年末年始 12月30日～1月3日は除く
実施時間	9:00～17:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	青木 道治
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
相談支援専門員	【基本相談支援】 障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定サービス利用支援】 支給決定又は支給決定の変更前に、ご利用いただく方等との面接を行い、ご利用いただく方又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 【指定継続サービス利用支援】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、ご利用いただく方が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、ご利用いただく方、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。	常勤 1人 非常勤 人

3 提供する指定計画相談支援の内容

(1) サービス利用支援

ご利用いただく方等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。【サービス等利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、ご利用いただく方等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	ご利用いただく方の居宅等を訪問し、ご利用いただく方及びその家族に面接を行い、ご利用いただく方の心身の状況、その置かれている環境及び日

		常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、ご利用いただく方の希望する生活やご利用いただく方が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、ご利用いただく方及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。
4	サービス等利用計画案の説明・交付	サービス等利用計画案の内容について、ご利用いただく方及び家族に対して説明し、文書によりご利用いただく方等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案をご利用いただく方等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	ご利用いただく方等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、ご利用いただく方又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	サービス等利用計画の交付	完成したサービス等利用計画をご利用いただく方又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。

## (2) 継続サービス利用支援

モニタリング	ご利用いただく方及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとにご利用いただく方等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。
サービス等利用計画の変更	サービス等利用計画を変更する際は、ご利用いただく方の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	ご利用いただく方が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又はご利用いただく方が指定障がい者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとするご利用いただく方から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

## 4 提供する指定計画相談支援のご利用いただく方負担額について

指定計画相談支援	ご利用いただく方負担額は発生しません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 (通常の事業実施地域以外の方は1kmにつき100円の負担をお願い致します)

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(ご利用いただく方が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください

## 5 交通費の支払い方法について

交通費の支払い方法について	<p>交通費について、計画相談支援を利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。指定計画相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の30日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)ご利用いただく方指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、計画相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
---------------	--

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

ご利用いただく方のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 青木 道治</p> <p>イ 連絡先電話番号 0877-47-3501</p> <p>同 ファックス番号 0877-47-3119</p> <p>ウ 受付日および受付時間 事業所窓口の営業日及び営業時間と同じ</p>
---	---

※ 担当者の変更に関しては、ご利用いただく方等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 担当者の決定等

指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめご利用いただく方に説明するとともに、ご利用いただく方及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

ご利用いただく方から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8 虐待の防止について

事業者は、ご利用いただく方等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	朝岡 貴宏
-------------	-------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①ご利用いただく方及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ご利用いただく方の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定計画相談支援事業所の従業員及び管理者（以下「従業員等」という。）は、業務上で知り得たご利用いただく方及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業員等に業務上知り得たご利用いただく方又はその家族の秘密を保持させるため、従業員等である期間及び従業員等でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員等との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、ご利用いただく方からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、ご利用いただく方の個人情報を提供しません。またご利用いただく方の家族の個人情報についても、当該ご利用いただく方の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等にご利用いただく方の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、ご利用いただく方及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、ご利用いただく方の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用いただく方の負担となります。）</p>

## 10 緊急時の対応方法について

- ① 指定計画相談支援の提供中に、ご利用いただく方に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用いただく方が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、ご利用いただく方に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、ご利用いただく方の状態に応じて、必要な対応を行います。

## 11 事故発生時の対応方法について

ご利用いただく方に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、ご利用いただく方の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、ご利用いただく方に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 12 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用いただく方またはご利用いただく方の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 記録の整備

- (1) ご利用いただく方等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。
  - ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
  - ②個々のご利用いただく方ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
    - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
    - ・アセスメントの記録
    - ・サービス担当者会議等の記録
    - ・モニタリングの結果の記録
  - ③ご利用いただく方に関する市町村への通知に係る記録
  - ④ご利用いただく方からの苦情の内容等の記録
  - ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (2) これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、ご利用いただく方は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

#### 1 4 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定計画相談支援に係るご利用いただく方及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

##### 苦情解決責任者

かけはし 障がいサービス統括責任者 朝岡 貴宏

##### 苦情受付担当者

かけはし 相談支援専門員 青木 道治

##### 第三者委員会委員

堤 美佐子 (元王越地区民生児童委員協議会会長)

綾野 恵三 (前松山地区民生児童委員協議会会長)

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① } 「ご利用いただく方からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」を  
 ② } 指定申請時に提出された場合は、概要に基づき記載してください。  
 ③ }

【事業者の窓口】 かけはし	坂出市大屋富町 3100-13 TEL 0877-57-3170 FAX 0877-47-3119
【市町村の窓口】 香川県国民健康保険団体連合会  香川県健康福祉部	電話番号 087-822-7435 受付時間 9:00~17:00  電話番号 087-831-1111 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	電話番号 087-861-0545  受付時間 月~金曜日(祝日等を除く) 10:00~16:00

#### 1 5 指定計画相談支援の実施開始可能年月日

指定計画相談支援実施開始が可能な年月日	年	月	日
---------------------	---	---	---

#### 1 6 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---



上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、ご利用いただく方に説明を行いました。

事業者	所在地	坂出市大屋富町 3100-13	
	法人名	社会福祉法人 松寿会	
	事業署名	かけはし	
	責任者氏名	朝岡 貴宏	印
	説明者氏名	青木 道治	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用頂く方	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印